

PTA規約

Yaguchidai Elementary School PTA

相模原市立谷口台小学校PTA
〒252-0307
相模原市南区文京2-12-1
TEL:042-742-2418



相模原市立谷口台小学校PTA規約

第一章 総則

(名称および事務所)

第1条 この会は、相模原市立谷口台小学校PTAといい、事務所を相模原市立谷口台小学校に置く。

(目的および活動)

第2条 この会は、保護者と教職員が互いに協力し、家庭、学校と地域における、児童の幸福な成長と福祉の増進を図ることを目的とする。

第3条 この会は、第二条の目的を達成するために、谷口台小学校と協力し、次の活動を行う。

1. 学校教育活動に対する理解の向上と協力
2. 児童の福利・厚生・安全環境の整備と向上
3. 家庭、学校と地域の連携による生活の改善および教育活動の促進
4. 会員の教養の向上と相互の理解と親睦を図る
5. その他、目的達成のため必要な活動

第4条 本会の活動は、原則として総会や運営委員会で決定された事項に基づき、会員からボランティアを募って実施する。すべての活動は、会員相互の支え合いによって成り立つ。

(方針)

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従い行動する。

1. 児童・青少年の教育・福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 営利を目的とせず、特定の政党や宗教的活動に偏らない運営を行う。
3. 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、干渉、統制も受けない。
4. 学校の人事、その他管理に干渉しない。

第二章 会員

(会員資格)

第6条 この会の会員になることができるのは、谷口台小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者(以下「保護者」という)、および谷口台小学校の教職員(以下「教職員」という)とする。

(入会及び退会)

第7条 PTA入会届の提出によって入会とする。

第8条 本会を退会する者は、退会届を提出する。ただし、第6条に定める会員資格を喪失することにより退会する場合は、この限りではない。

(会費)

第9条 この会の会員は、会費を納入する。会費に関する規定は、細則で定める。

第三章 会計

第10条 この会の活動に要する経費は、会費、寄附金、及びその他の収入をもってこれにあてる。

第11条 この会の会計は、総会において承認された予算に基づいて行われる。ただし、当初予算に過不足が生じた場合、運営委員会にはかり処理することができる。

第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第四章 本部役員

第14条

1. この会の本部役員(以下「役員」)は、次のとおりとし、細則で定めた選出方法に従い、総会で決定する。

会長 ……1名(保護者)
副会長……3～8名(保護者2～7名、教職員1名)
書記 ……2～3名(保護者)
会計 ……3名(保護者2名、教職員1名)

2. 役員は会計監査を兼ねることはできない。

第15条 役員の任期は1年を1期とし、同じ役職の再任は連続2年までとする。ただし、副会長および書記については連続3年まで再任できるものとする。また役職に関係なく本部役員への参画は連続4年までとする。ただし、教職員においてはこの限りではない。

第16条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、総会、運営委員会、役員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合には、その職務を代行する。
3. 書記は、総会ならびに諸会議の議事を記録し、ならびに本会の活動に関することを記録保管する。また、広報に関する活動を統括する。
4. 会計は本会の資産管理にあたり、すべての金銭の収支を正確に記録し報告するとともに、会計監査を経た前年度の決済報告および次年度の予算案を運営委員会および総会に提出する。

第17条 学校長は、PTAの活動に対して助言し、各種会合に出席して意見を述べることができる。

第18条 保護者役員の選出方法と欠員の補充については、細則で定める。

第五章 会計監査委員

第19条 この会の会計監査のために3名の会計監査委員をおく。(保護者2名、教職員1名)

任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第20条 会計監査委員は、本会の会計および資産の状況を監査し、その結果を運営委員会および総会に報告する。

第21条 会計監査委員の選出方法と欠員の補充については、細則で定める。選出された委員は、総会にて承認を得なければならない。教職員の中から選ばれる会計監査委員は、学校側で互選する。

第六章 組織と会議

第22条 この会に、次の組織をおく。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 校外安全委員会
5. 専門部会
6. 行事係
7. 特別委員会

総会

第23条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。

第24条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

1. 通常総会は、毎年一回、年度初めに開かれる。
2. 臨時総会は、会長もしくは運営委員会が必要と認めた場合、または会員数の5分の1以上の要求があった場合に開催することができる。

第25条 総会では、次の事項について審議する。

1. 前年度活動報告および決算報告
8. 今年度活動計画案および今年度予算案
9. 新本部役員ならびに新会計監査委員の選出案
10. その他重要事項

第26条 臨時総会は、開催日の7日前までに開催の日時・場所・議題を会員に通知しなければならない。

第27条 総会は、会長がこれを召集し、会員数の3分の1以上の出席をもって成立する。

ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

第28条 総会の議長は、総会においてこれを選出する。

第29条

1. 議決は出席者の過半数により、可否同数の時は、議長の決するところによる。
11. 議長は、議事に加わることができない。
12. 議決権は、保護者1世帯および教職員1名につき一票とする。

第30条

1. 会員は、書面（議決権行使書）又は代理人によって議決権を行使することができる。
13. 会員は、前項の書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法によって議決権を行使することができる。

運営委員会

第31条 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、本部役員、校外安全委員会の正副委員長、学校長および副校長をもって構成する。また会計監査、会員（保護者・教員）は出席し意見を述べたりできる。

第32条 運営委員会は、この会の運営上必要な事項を協議立案し、その遂行の促進をはかる。また委員会や専門部などによって立案された事業計画、ならびに総会に提出する議案を審議する。

第33条 運営委員会は、原則として年度ごとに最低1回は開く。

会長が必要と判断した場合は、その都度会を招集することができる。

第34条 運営委員会は、会長がこれを召集し、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。

役員会

第35条 役員会は保護者の役員で構成し、本会の運営上必要な会務の企画運営にあたる。

第36条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

校外安全委員会、専門部、行事係と特別委員会

第37条 常置委員会として校外安全委員会をおく。

第38条 この会の活動に必要な事項について、協議立案するために専門部および行事係をおく。

第39条 この会は、第2条の目的を達成するために、必要に応じて、特別委員会を設けることができる。

第40条 校外安全委員会、専門部、行事係および特別委員会についての必要な事項は、細則で定める。

第七章 個人情報保護の取り扱い

第41条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、および管理については、「PTA個人情報取り扱い規則」に定め、適正に運用する。

第42条 「PTA個人情報取り扱い規則」は、運営委員会において制定し、変更があった場合は次の総会において報告する。

第八章 付則

（規約の改正）

第43条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。また改正案については、総会の5日前までに、全会員に通知する。

(文書の保存)

第44条 文書の保存は原則5年とする。ただし、重要な文書についてはその限りではない。

第45条 この規約は、昭和45年5月1日から施行する

昭和49年4月20日規約一部改正、即日施行
昭和53年4月15日規約一部改正、即日施行
昭和59年5月19日規約一部改正、即日施行
昭和60年5月25日規約一部改正、即日施行
平成13年5月19日規約一部改正、即日施行
平成14年5月18日規約一部改正、即日施行
平成17年5月14日規約一部改正、即日施行
平成26年1月22日規約一部改正
平成26年5月 7日施行
平成28年1月27日規約一部改正、即日施行
平成29年5月 1日規約一部改正、即日施行
令和 元年5月15日規約一部改正、即日施行
令和 2年9月 4日規約一部改正、即日施行
令和 4年2月24日改正、施行
令和 5年5月 2日規約一部改正、即日施行
令和 6年5月 8日規約一部改正、即日施行
令和 7年5月 7日規約一部改正、即日施行
令和 8年5月 7日規約一部改正、即日施行